# 梅雨の季節です
# 大雨時には十分注意して！

## 浸水ゼロ・安全・快適！ 下水道6月は浸水対策強化月間です

都下水道局では、浸水に対する安全性を高め、安心して暮らせるまちを実現するために、下水道施設の適切な運転、維持管理に努めるとともに、浸水対策事業を重点施策として取り組んでいます。

今年も、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、都民や関係機関と連携して「下水道施設の安全性の確保」「防災意識の向上」などを図り、浸水ゼロを目指します。

詳しくは同局流域下水道本部☎042・527・4828へ。

## 危険ながけ崩れにご注意を！

梅雨の時期は、長雨や集中豪雨で地盤が緩み、がけや擁壁（ようへき）などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ないがけや不完全な擁壁で覆われている所にある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことのないよう、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策を心掛けましょう。

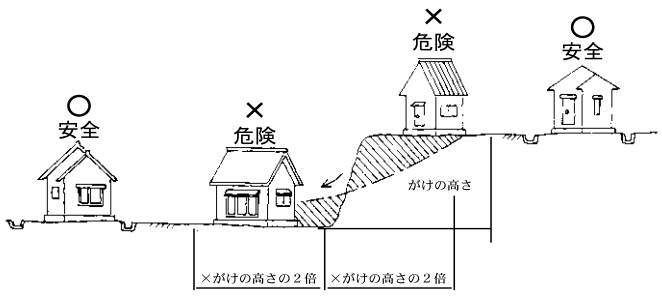


既に、関係機関から改善等の措置を取るよう勧告を受けている方は、補強・改良などの工事を行ってください。なお、法律（宅地造成等規制法）で定める区域内で、一定の高さ以上の切土や盛土をしたり、擁壁などを築造したりする場合は、事前の許可が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは市都市計画課開発指導係☎70・7782または都多摩建築指導事務所開発指導二課☎042・364・2386へ。

## 地域の輪を大切に
## 自治会補助金の交付とコミュニティ助成事業の提案を募集

### 自治会補助金を交付します

市では、地域住民がその地域内の共同活動と住民の親ぼくを図るために結成した自治会に対し、補助金を交付しています。補助金の種類は、各自治会の世帯数から算定される運営費補助金と自治会が設置する集会施設の新築・増改築・修繕に対して交付する集会施設設置等事業補助金があります。

補助金の交付を受けるには、自治会が事前に市に対し、市の定める自治会現況届を提出していることが前提で、前年度の活動実績も考慮されます。同現況届を提出した各自治会に対して、補助金申請の方法を明記した書類送付していますので、忘れずに申請してください。なお、書類が届かない場合は生活文化課へご連絡ください。

### コミュニティ助成事業の提案を募集します

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報を目的として文化振興事業やコミュニティ助成事業など各種の事業を実施・支援しています。市では、市内で活動するコミュニティ組織（今回の対象は自治会等）の提案を6月24日（金）まで受け付け、とりまとめた上で同助成事業へエントリーする予定です。

詳しくは同課☎70・7738へ。

## ご存じですか支援費制度
### ～サービス内容とその利用～

15年4月1日から「支援費制度」が開始され2年が経過しました。現在、約400人の方が利用しています。

サービス内容は、「居宅サービス」と「施設サービス」で、居宅サービスの中には「居宅介護」「デイサービス」「短期入所」「地域生活援助」の4種類、施設サービスには「更生施設」「療護施設」「授産施設」「通勤寮」の4種類があります。

居宅サービスは、身体障害者、知的障害者、障害児が利用できますが、施設サービスは、身体障害者、知的障害者のみで、身体障害児は、児童相談所が窓口となっています。

利用については、利用する方と配偶者または子の中で一番所得税の高い人を扶養義務者とし、所得税額に応じてそれぞれの利用料と上限月額が決定されます。また、18歳未満の児童については、父母も扶養義務者の対象となります。ただし、「居宅介護」は、都基準により利用料の負担軽減がされることもあります。

詳しくは障害福祉課福祉係☎70・7747へ。

## 幼稚園などに就園するお子さんをお持ちの方
## 就園奨励費を補助しています

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者の方に対し、世帯の所得に応じて保育料等を減免または補助する幼稚園等就園奨励費補助事業を行っています。

申請は6月28日（火）～7月1日（金）の午前9時～11時半と午後1時半～4時半に市役所6階602会議室で受け付けます。

対象区分と園児一人当たりの減免・補助の予定額は左表の通りです。

※内容等、詳細は各幼稚園を通じて配布する「幼稚園等就園奨励費補助事業について」をご覧ください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係☎70・7736へ。

**幼稚園等就園奨励事業　補助・減免額一覧**

| 対象区分（17年度の市民税課税額） | 私立幼稚園補助額（下段は公立幼稚園減免額）同一世帯から通園の1人目の園児 | 同一世帯から通園の2人目の園児 | 同一世帯から通園の3人目以降の園児 | 幼稚園類似施設補助額 |
|---|---|---|---|---|
| 生活保護世帯または市民税非課税世帯 | 139,100円（20,000円） | 197,000円（43,000円） | 254,000円（65,000円） | 45,100円 |
| 市民税所得割が非課税の世帯 | 105,400円（20,000円） | 177,000円（43,000円） | 247,000円（65,000円） | 34,300円 |
| 市民税所得割課税額が17,200円以下の世帯 | 80,800円（—） | 162,000円（—） | 242,000円（—） | 26,300円 |
| 市民税所得割課税額が17,201円以上124,400円以下の世帯 | 56,800円（—） | 147,000円（—） | 237,000円（—） | 18,500円 |

## 16年度の廃棄物排出・処理量が減少

一般家庭から排出される生活廃棄物は、市民の皆さんのご協力の下にできる限りの分別回収・再資源化を進めてきています。

16年度の可燃・不燃・粗大ごみの収集量は、前年度に対して可燃ごみが488トン（2・0パーセント）の減、不燃・粗大ごみが210トン（5・14パーセント）の減となりました。

資源物からの回収量は、前年度に比べ175トン（1・93パーセント）の増　不燃・粗大ごみからの回収量は、6トン（1・47パーセント）の増となりました。また、最終処分場への搬入量は、759トン（16・06パーセント）の大幅な減となりました（左表参照）。

最終処分場の延命化のためにも、ごみの分別排出の徹底が必要です。引き続き皆さんのご協力をお願いします。

詳しくはごみ対策課☎73・2117へ。

**16年度　廃棄物の排出量および処理量**

| 区分 | | 16年度 | 前年度比 |
|---|---|---|---|
| 排出量 | 可燃ごみ | 23,909 t | △488 t（2.0%） |
| | 不燃・粗大ごみ | 3,875 t | △ 210 t（5.14%） |
| | 資源物（行政回収） | 5,334 t | △108 t（1.98%） |
| | 資源物（集団回収） | 4,243 t | 186 t（4.58%） |
| | 合　計 | 37,361 t | △ 620 t（1.63%） |
| 資源物回収量 | 不燃・粗大ごみから | 415 t | 6 t（1.47%） |
| | 資源物から | 9,230 t | 175 t（1.93%） |
| | 合　計 | 9,645 t | 181 t（1.91%） |
| 最終処分場搬入量 | | 3,966 t | △759 t（16.06%） |

## ㊫限度額適用認定証の申請を

㊫を受給する方がいる世帯において、その主たる生計維持者が住民税非課税の場合は、申請により「㊫限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

認定を受けた場合、受診の際に同認定証を医療機関の窓口へ提示していただくと、一部負担金の限度額（左表参照）の減額が受けられます。

**㊫一部負担金の限度額**

| 区分 | 自己負担限度額 外来（個人） | 自己負担限度額 入院（個人） | 世帯の限度額 世帯合計 |
|---|---|---|---|
| 一般受給者 | 月額上限 12,000円 | 月額上限 40,200円 | 1カ月 40,200円 |
| 低所得者（注） | 月額上限 8,000円 | 月額上限 24,600円 | 1カ月 24,600円 |

注）事前に申請して認定証の交付を受け、医療機関へ提示することが必要になります

交付を希望する方は、㊫医療証・健康保険証・印鑑を持参して、介護福祉課医療係（市役所1階）へ申請してください。認定は、申請月の初日からとなります。

現在、同認定証をお持ちの方で、7月1日以降も引き続き交付を希望される方も申請が必要です。

詳しくは同係（内線2551）へ。

## 東京都介護支援専門員実務研修受講試験を実施

17年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験が10月23日（日）に行われます。

受験要項は6月13日（月）から、介護福祉課（市役所1階）、上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所、健康課（保健福祉センター内）、都庁本庁舎で配布します。郵送を希望する方は、「受験要項希望」と明記して、240円切手を張った「角2サイズ」の封筒を同封し、〒162－0823、新宿区神楽河岸1ノ1、セントラルプラザ14階、東京都高齢者研究・福祉振興財団あて請求を。

受験申し込みは7月1日（金）～30日（土）に、同財団あて郵送を。

詳しくは同財団☎03・3269・2871（6月13日～7月30日の期間限定専用電話）または市介護福祉課介護サービス係（内線2557）へ。

## 特設行政相談所を開設します

行政相談委員による特設行政相談所を開設します。

国・都・市等の行政機関やＪＲ・ＮＴＴ等の公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人等について、苦情や意見・要望はありませんか。

そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じています。行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は無料です。気軽にご相談ください。

**【開設日時】**6月27日（月）午後1時半～4時

**【開設場所】**西友東久留米団地店（上の原一丁目）正面入り口横

**【行政相談委員】**栄田征子氏（本町、☎71・2416）、小山正勝氏（小山、☎71・3955）、篠宮松実（南町、☎65・1839）

詳しくは広報課広聴担当☎70・7708へ。